令和2年度 中学生の税についての作文・習字 米子市長賞受賞作品

鳥取県西部納税貯蓄組合連合会の主催により、「令和2年度中学生の税についての作文・習字」表彰式が、11月29日(日)に米子しんまち天満屋で行われ、多くの中学生の皆さんが受賞されました。この募集事業は、次世代を担う中学生の皆さんに、作品の応募を機会に税を身近に感じ、税に対する正しい知識を深めてもらうことを目的として毎年開催されています。

多くの応募者の中から、作文の部では安田優実さん（箕蚊屋中学校3年）が、習字の部では石田悠真さん（淀江中学校1年）が米子市長賞を受賞されましたので、受賞作品をご紹介します。

■問合せ　収税課（☎23―5161、FAX23―5397）

淀江中学校1年
石田悠真「確定申告」

「税」は何のためにある？

箕蚊屋中学校3年　安田　優実

物を買うと「税」がかかる。私は税をもったいないと思っていた。昨年は10月から消費税率が10％に引き上げられ、話題になった。最近では、新型コロナウイルスの影響で減税を求める声もあるとニュースで見た。税金に関するニュースを見て、私は税金について何も知らないなと思った。それがきっかけで、税について調べてみた。

そもそも、税はなぜ必要なのか。何に使われているのか。調べてみると、意外なところで私達の払う税金が使われていることが分かった。例えば、交番や救急車などの公共サービスだ。もし税金がなかったら、交番で道を尋ねて案内してもらうのも、救急車を呼ぶのも有料になってしまう。そうなったら、多くの人が困るだろう。普段、当たり前のように無料で受けているサービスが実は税金によって成り立っていることを知り、税金は必要なものなのだと感じた。

また、税金は医療、福祉、年金などの社会保障にも使われている。少子高齢化が進む中で、これらの社会保障はとても必要になってくる。その分、税を納める人の負担も大きくなる。私が大人になる頃にはもっと税率が上がるかもしれない。だが、私はその税金をもったいないとはもう思わない。なぜなら、小中学校の教科書が無償になったり、学校で一人一台パソコンを使えたりするのも、今までの大人の人たちが納めた税金のおかげだと知ったからだ。知り合いでもない他人が納めた税金が私達のために使われることは本当にありがたいことだと思う。

こうやって、みんなで助け合って生活するために税金を払っているんだと思うと、税制度があって良かったなと感じられるようになった。私に一番身近な税金は消費税だ。私が払っている税金は少ないけれど、他の人の払った税金と一緒に誰かの役に立っていればとてもうれしい。今まで私は税金がもったいないと思っていたけど、税の使い道や必要性を知り、「税」の大切さに気づいた。税金は、安心・安全で暮らしやすい社会にするために使われている。大人になったら私もいろんな税金を払わないといけない。だが、税金は公共サービス・公的サービスとして形を変えて自分に返ってくる。これからは、義務としてただ払うのではなく、生活を豊かにするという目的も考えて納税ができる人でありたい。

▲（左から）石田さんと安田さん

マイナポイント事業の期間が延長されます！

マイナンバーカードでマイナポイント

マイナポイント事業の期限は３月末まででしたが、９月末まで延長されます。ただし、マイナポイントの取得には３月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。４月以降に申請された場合は、マイナポイントは取得できません。
※国の予算成立が前提となります。

マイナポイントとは？

マイナポイントとは、マイナンバーカードを活用した国の新しい事業で、消費活性化等をめざすものです。マイナンバーカードを取得してマイナポイントを予約すると、選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントが付与されます。２万円のチャージまたは買物をすると、１人あたり上限 5,000 円のマイナポイントがもらえます。

イオン米子駅前店で特設ブース開設

イオン米子駅前店にマイナポイントの相談と手続きができる窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

●開設時間　午前９時30分～午後４時45分
※窓口は毎週土曜日、祝日、２月３日（水）、21日（日）、24日（水）はお休みです。

手順は簡単 → **3ステップ**

マイナンバーカードを持っていない方

マイナンバーカードの申請はお早めに！

1 取得
マイナンバーカードを取得

マイナンバーカードは持っているがマイナポイントを予約していない方

2 予約
マイナポイントを予約

マイナンバーカードを取得しマイナポイントを予約済みの方

3 申込
マイナポイントを申込
（キャッシュレス決済サービスの選択）
▼
チャージorお買い物

期間が延長されます

特設ブースを 米子市役所１階で開設中！

特設ブースでは次の手続きが行えます。
●マイナンバーカードの申請受付　●顔写真撮影（無料）
●マイナンバーカードの交付　●マイナポイントの説明
●マイナポイントの申込手続き（※１）
（※１）当日手続きできない場合もあります。

市役所の1階にブースを設けています

マイナンバーカードの申請受付

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影

特設ブース開設時間
●月、水曜日（祝日を除く）…午前８時30分～午後５時15分
●日曜日（第３土曜日の翌日曜日を除く）…午前９時～正午（要事前予約）
●火、木、金曜日（祝日を除く）…午前８時30分～午後６時30分（※２）
（※２）午後５時15分～６時30分は要事前予約、マイナンバーカードの交付のみ

【総務省】
マイナンバー総合フリーダイヤル　☎ 0120-95-0178
【米子市】
▶マイナポイントについて…総合政策課　☎ 0859-36-8750
▶マイナンバーカードについて…市民課　☎ 0859-23-5144

詳しくはこちら

「マイナポイント」で検索してね！

マイナポイント　検索

防災ラジオの優先貸与を始めます

市民の皆さんに、お手持ちのラジオで防災行政無線の放送内容を聴けるサービスを提供しています。これに加え、防災行政無線で放送を行う際、自動で電源が入るラジオ放送受信機 3,500 台を対象者の方に優先貸与します。ご希望の方はお申し込みください。

■問合せ　防災安全課
（☎23−5337、FAX23−5387）

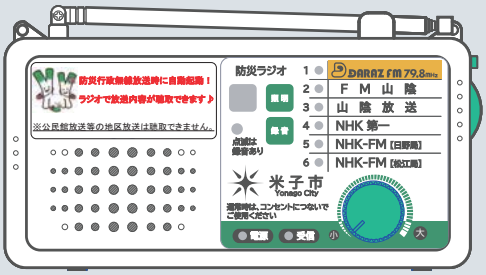

申込できる方（優先貸与の対象者）

パソコンや携帯電話などのインターネット端末を所有していない、もしくはインターネットを活用して十分に防災、その他の緊急情報を取得することができない世帯で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主の方。

- ▶高齢者（75歳以上の者をいい、貸与に係る申し込みの日が属する年において75歳となる者も含む）のみで構成される世帯
- ▶身体障害者手帳（身体障害の程度が１級または２級（視覚障害にあっては、１級から６級までのいずれか）であるものに限る）の交付を受けている方を含む世帯
- ▶身体障害者手帳の交付対象とならない視覚障害のため、日常生活において何らかの支障がある方を含む世帯
- ▶療育手帳（知的障害の程度がＡ（重度）であるものに限る）の交付を受けている者を含む世帯
- ▶精神障害者保健福祉手帳（精神障害の程度が１級であるものに限る）の交付を受けている方を含む世帯
- ▶介護保険被保険者証（要介護の程度が要介護１以上であるものに限る）の交付を受けている方を含む世帯
- ▶避難行動要支援者名簿への登録がある方を含む世帯
- ▶特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯
- ▶小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯
- ▶その他上記に準ずる事由がある世帯

申込方法

郵便で申し込みを受け付けます。くわしくは、申込書に添付する説明書をご確認ください。なお、台数を超える申し込みがあった場合は、抽選で貸与者を決定します。

▶**受付期間**　２月１日（月）～ 19 日（金）

▶**申込書**
２月１日（月）から次の場所で入手できます。
米子市役所（総合案内、防災安全課、障がい者支援課、長寿社会課）、市内の各公民館、ＤＡＲＡＺ - ＦＭ、福祉保健局（保健所）の窓口
※市ホームページからダウンロードできます。

▶**貸与する台数**　１世帯につき１台。

▶**賃借料**　2,000 円／１台
※引き渡しの際に支払い。その後の支払いはなし。

▶**貸与の流れ**
貸与を決定した方には、引換券を郵送します。引換券に記載されている指定の引換場所（取扱事業所）でラジオ放送受信機と引き換えてください。

緊急放送時の放送

市民の皆さんの生命、身体の危険に関する放送は緊急放送として市内全域に放送します。この緊急放送時、ラジオ放送受信機は機器が持つ**最大の音量で放送されます。**
ご自身が危険な地域にお住まいでない場合であっても最大音量で流れることになりますので、ご了承ください。

有料広告